

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○県議会の議員その他の非常勤の職員 の公務災害に係る年金たる補償 及び休業補償の補償基礎額の限度 額を定める規程の一部を改正する 規程	二六
○自衛官採用試験の試験期日及び試 験場を定める件三件	二六
○自衛官候補生採用試験の試験期日 及び試験場を定める件二件	二六

告 示

福島県告示第三百五十六号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程(平成八年福島県告示第五百二十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一〇四、七三〇円」を「一〇四、五三〇円」に、「五六、七九〇円」を「五六、七二〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五二、三七〇円」を「五二、二七〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、三六〇円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第三百五十七号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、五七五円」を「四、三二七円」に、「一三、二五五円」を「一三、七五〇円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、一一五円」を「四、九二〇円」に、「一三、二五五円」を「一三、七五〇円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、七七七円」を「五、五六五円」に、「一三、八三七円」を「一三、〇二八円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、三四九円」を「六、〇九〇円」に、「一六、七二二円」を「一六、〇二八円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、八四四円」を「六、五三九円」に、「一九、四五四円」を「一八、五〇〇円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、〇八八円」を「六、七四九円」に、「二二、三六二円」を「二二、〇六五円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇一六円」を「六、六八八円」に、「二二、九一六円」を「二二、七五〇円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、六一二円」を「六、二七四円」に、「二四、九〇〇円」を「二四、四〇九円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、九〇六円」を「五、五四九円」に、「二二、四九九円」を「二二、一八三円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、六三四円」を「四、六二九円」に、「二〇、三六四円」を「二〇、七五四円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、四一九円」を「一五、二二七円」に改め、同表七十歳以上の項中「四、〇三〇円」を「三、九四〇円」に、「一三、二五五円」を「一二、七五〇円」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。
2 この規程(本則の表六十歳以上六十五歳未満の項中「二〇、三六四円」を「二〇、七五四円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、四一九円」を「一五、二二七円」に改める部分に限る。)による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日以前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第三百五十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十三年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十三年七月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 受付期間

平成二十三年八月一日（月）から同年九月九日（金）まで

二 採用の区分及び採用予定数

1 採用の区分

一般曹候補生

2 採用予定数

陸上自衛隊 約三千名（うち女子約百十名）

海上自衛隊 約六百十名（うち女子約百八十名）

航空自衛隊 約八百名（うち女子約八十名）

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、英語及び作文） 適性検査	平成二十三年九月十七日（土）

2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）

試験種目	試験期日
口述試験 身体検査	平成二十三年十月六日（木）から同月十三日（木）までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名称	位置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地

いわき明星大学

日本大学工学部

福島市市民会館

南相馬合同庁舎

白河市産業プラザ人材育成センター

白河市字中田百四十番地

2 第二次試験

名称	位置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長石エ門林一番地

五 採用時期

平成二十四年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十四年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―一九一九
（災害対策課）

福島県告示第三百五十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十八条の規定により、平成二十三年度第四次募集期における海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十三年七月十九日

一 受付期間

平成二十三年八月一日（月）から同年九月九日（金）まで
福島県知事 佐藤雄平

二 採用の区分及び採用予定数

- 1 採用の区分
 - 航空学生
- 2 採用予定数
 - 海上自衛隊 約七十名（うち女子若干名）
 - 航空自衛隊 約七十名（うち女子若干名）

三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学及び英語の他、地理歴史、公民又は理科のうちから一科目選択） 適性検査	平成二十三年九月二十三日（金）

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

四 試験予定会場

名 称	位 置
郡山市労働福祉会館 福島市市民会館	郡山市虎丸町七番七号 福島市霞町一番五十二号

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

五 採用時期

平成二十四年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十四年四月一日現在で十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十四年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。）、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十四年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）及び高等専門学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十四年三月までに高等専門学校において第三学年の課程を修了見込みの者を含む。）のうち、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第

一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。
七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一九一九
（災害対策課）

福島県告示第三百六十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項の規定により、平成二十三年度第四次募集期における陸上自衛隊の二等陸士として採用する陸上自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十三年七月十九日
福島県知事 佐藤 雄 平

一 受付期間

平成二十三年九月五日（月）から同月三十日（金）まで

二 採用の区分及び採用予定数

1 採用の区分
看護学生

2 採用予定数
約七十名

三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、理科、英語及び作文）	平成二十三年十月二十二日（土）

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

四 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七番七号

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

五 採用時期

六 応募資格

平成二十四年三月下旬又は同年四月上旬
 平成二十四年四月一日現在で十八歳以上二十四歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十四年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。）、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十四年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）及び高等専門学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十四年三月までに高等専門学校において第三学年の課程を修了見込みの者を含む。）のうち、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六―一九一九
 （災害対策課）

福島県告示第三百六十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十三年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十三年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 受付期間

平成二十三年八月一日（月）から同年九月九日（金）まで

二 採用予定数

陸上自衛隊 約三千六百五十名

海上自衛隊 約二百五十名

航空自衛隊 約六百二十名

三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）	平成二十三年九月十七日（土）
適性検査	平成二十三年九月十九日（月）、同月二十日（火）、同月二十四日（土）、同月二十五日（日）、同月二十七日（火）又は同月二十八日（水）のうち指定する一日
口述試験 身体検査	

四 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島市市民会館	福島市霞町一番五十二号
南相馬合同庁舎	南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十四年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十四年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六―一九一九
 （災害対策課）

福島県告示第三百六十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条

の規定により、平成二十三年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十三年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 受付期間
平成二十三年八月一日(月)から同年九月九日(金)まで
- 二 採用予定数
陸上自衛隊 約五百名
海上自衛隊 約百二十名
航空自衛隊 約五十名
- 三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 適性検査 口述試験 身体検査	平成二十三年九月二十六日(月)

四 試験予定会場

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十四年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十四年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四一五四六一
一九一九

(災害対策課)